

# 一般社団法人 岡山県言語聴覚士会 賛助会員募集のご案内

一般社団法人 岡山県言語聴覚士会  
会長 小西 隆之

一般社団法人 岡山県言語聴覚士会では、当会の事業を賛助して下さる言語聴覚士資格をお持ちでない個人または団体を賛助会員として募集しております。

当法人定款より、賛助会員に関する部分を抜粋いたしました。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、言語聴覚士の学術技能・資質の向上及び言語聴覚士の社会的地位の確立に努めると共に、岡山県民の保健・医療・福祉・教育等の発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(3)賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人または団体

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき、会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員はいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(3)死亡、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき。

(4)第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。

(6)総社員が同意したとき。

(7)除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(除名)

第10条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、除名の決議を行う社員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 退会や除名により会員資格を喪失した者は、既納の会費及び当法人の資産について何等請求することができない。

なお、賛助会員の特典については以下の通りです。

#### < 入会の特典 >

- 当会開催の研修会や講演会、イベント等への参加・出展優遇
- 年 2 回発行しているニュースレター送付

#### < 会費について >

会費	備考
賛助会員 50,000 円/年	当会の会計年度は 1 月 1 日～12 月 31 日です。

※入金後の会費の返納は致しかねます。

#### < 入会手続き >

入会申込書(別紙)にご記入頂き、当会事務局までごメール添付にて送付してください。

理事会における入会審査後、会費のご請求書をお送りします。

納付後、事務局より領収証をお送りさせていただきます。

〒700-8558

岡山県岡山市北区鹿田町 2-5-1

岡山大学病院

総合リハビリテーション部・リハビリテーション科内

一般社団法人 岡山県言語聴覚士会 事務局

E-mail: slht.okayama@gmail.com